

お 知 ら せ



工事等関係書類における押印の見直しについて

1 目的

行政手続の電子化を見据えた全庁的な取組として押印の見直しを行っており、この一環として契約約款等で規定する工事等関係書類について、押印の廃止を行うものです。

2 押印を廃止する書類

事業者が提出する工事等関係書類のうち押印の必要がないと判断したもの詳しくは埼玉県ホームページで確認してください。

- ・ 入 札 課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>

- ・ 建設管理課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/shigoto/kensetsgyo/doboku/reiki/index.html>

3 施行日

令和3年1月4日以降に提出する工事等関係書類から適用します。

4 その他

条例、規則等の改正が必要な工事等関係書類については、今回は対象外とし、別途検討していきます。

問合せ先

入 札 契 約 制 度 ： 埼 玉 県 総 務 部 入 札 課 TEL048 - 830 - 2734

電 子 入 札 運 用 基 準 ： 埼 玉 県 総 務 部 入 札 審 査 課 TEL048 - 830 - 5770

共通仕様書、総合評価等：埼玉県県土整備部建設管理課 TEL048 - 830 - 5201